

消費税率変更対応（サプライヤ様にて実施いただきたいこと）

項目	見積・注文日	納期	実施内容
見積回答	9/30まで	10/1以降	9月30日までの見積依頼で納期が10月1日以降の見積回答をする場合は、税率表記欄（初期表示は8%）を10%に変更してください。 （軽減税率対象商品は8%のままでOK）
	9/30まで	10/1以降	一度9月30日までの納期で見積回答したが、10月1日以降に納期を変更する場合は、バイヤに連絡し、見積依頼の再送を依頼してください。 （一度送信した見積回答をサプライヤ側で変更することはできません）
	10/1以降	10/1以降	10月1日以降の見積依頼に回答する場合で、軽減税率対象商品の場合は、『税区分』表記欄（初期表示は『課税(外税)』10%）を『軽減税率対象』8%に修正してください。
注文(受注)	9/30まで	10/1以降	9月30日までのご注文で納期が10月1日以降の受注をする場合は、『税区分』表記欄『課税(外税)』が10%（軽減税率対象商品は8%のままでOK）になっているかを確認し、不適切であればバイヤに注文変更を依頼してください。
	9/30まで	10/1以降	一度9月30日までの納期で受注したが、10月1日以降に納期を変更する場合は、バイヤに連絡し、再度注文（注文変更）の送信を依頼してください。 （一度受注した注文をサプライヤ側で変更することはできません）
	10/1以降	10/1以降	10月1日以降のご注文を受注する場合で、軽減税率対象商品の場合は、『税区分』表記欄が『軽減税率対象』8%になっていることを確認してください。 もし10%になっている場合はバイヤに注文変更を依頼してください。
納品書	10/1以降	10/1以降	各バイヤの納品書作成マクロをそれぞれの掲示板よりダウンロードご利用ください。 （最新版はバイヤご担当者に確認ください）